## 第15回 チーム医療推進会議

日時: 平成24年11月21日(水) 16:00~18:00 場所:厚生労働省専用第23会議室(19階)

#### 議 事 次 第

1. 開会

#### 2. 議題

- (1) 看護師の能力を認証する仕組みの在り方について
- (2) その他
- 3. 閉会

#### 【配付資料】

座席表

チーム医療推進会議 開催要綱

資料1:特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)に係る論点整理(案)

参考資料1:特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ) 参考資料2:第14回チーム医療推進会議における委員の主なご意見

参考資料3:チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおける医行為分類

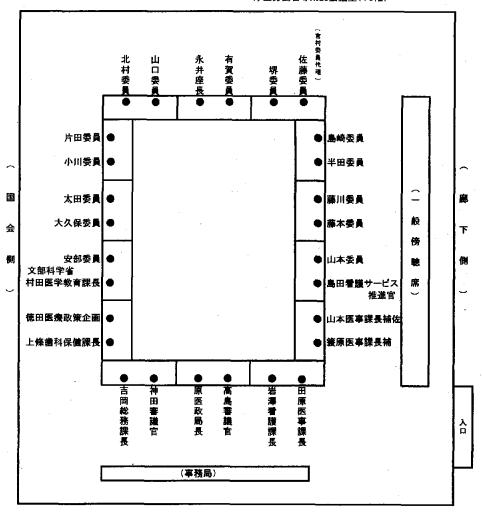
(案) に関する議論の経過報告について

参考資料4:参考人所属団体からの提出意見(第29回チーム医療推進のための看護業務検討

ワーキンググループ提出資料)

#### 第15回 チーム医療推進会議 座席表

平成24年11月21日(水) 18:00~18:00 厚生労働省専用23会議室(19階)



## チーム医療推進会議 開催要綱

#### 1. 趣旨

「チーム医療の推進について」(平成22年3月19日 チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ)を受け、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、同報告書において提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行う。

#### 2. 検討課題

- チーム医療を推進するための方策について
- チーム医療を推進するための看護師業務の在り方について
- 〇 その他

#### 3. 構成員

会議の構成員は、別紙に掲げる有識者とする。ただし、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

#### 4. 運営

本会議の庶務は、厚生労働省医政局で行う。 議事は公開とする。 安部 好弘 日本薬剤師会 常務理事

有賀 徹 昭和大学病院 院長

大久保 清子 日本看護協会 副会長

太田 秀樹 全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長

小川 彰 全国医学部長病院長会議 顧問

片田 範子 日本看護系大学協議会 代表理事

北村 善明 日本診療放射線技師会 理事

堺 常雄 日本病院会 会長

**岛崎 謙治** 政策研究大学院大学 教授

〇永井 良三 自治医科大学 学長

半田 一登 日本理学療法士協会 会長

藤川 謙二 日本医師会 常任理事

藤本 晴枝 NPO 法人地域医療を育てる会 理事長

宮村 一弘 日本歯科医師会 副会長

山口 徹 虎の門病院 院長

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)に係る論点整理(案)

#### 【試案の基本的考え方】

- 昨年末のチーム医療推進会議の意見を踏まえ、試案においては、
  - ・診療の補助のうち、高度な専門知識と技能をもって行う必要のある行 為を明確化する
  - ・その行為を実施する上では、医療安全の観点から教育を付加することが必要であることから、その研修に係る枠組みを作る

ということを基本的な考え方としている。

- ※ 特定行為の実施に関して新たな資格を設けるものではない。
- ※ 特定行為の実施に係る研修の枠組みを導入した場合であっても、特定行為の実施自体を保助者法において禁止するものではない。

#### 1. 特定行為の位置付け

#### 【試案】

- 医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、 思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ず るおそれのある行為(診療の補助に当たるものに限る。以下「特定行為」 という。) に関する規定について、保健師助産師看護師法に位置付ける。 なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。
  - ※ 特定行為の規定方法は限定列挙方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯 科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定す る。

#### 【検討に当たっての視点】

○ 試案の基本的な考え方を踏まえると、特定行為の定義については、「医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、高度な専門知識と技能を もって行う必要のある行為」と修正してはどうか。

#### 2. 特定行為の実施

#### 【試案】

- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。
  - ・ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定 行為に応じた研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指 示を受けて実施する場合
  - ・ 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない 業務実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施す る場合

#### 【検討に当たっての視点】

- (1)特定行為の実施について
  - 試案の基本的な考え方を踏まえると、特定行為の実施について、「できる」という表現で業務独占の制度になるのではないかという誤解が生じているのではないか。
  - したがって、看護師が特定行為を実施する上で、医療安全の観点から教育を付加するという趣旨を明確化する観点から、「医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に受けなければならない研修について制度化する」と修正してはどうか。
- (2) 指定研修を受けなければならない看護師の範囲について
  - 医療安全の観点から教育を付加するための研修(以下「指定研修」) に係る枠組みを作る場合においては、特定行為を実施する看護師のう ち指定研修を受けなければならない者の範囲を明確化する必要がある。 試案においては、包括的指示を受けて特定行為を実施する場合につ いて指定研修を受けることを要件としている。
  - この点については、医師又は歯科医師の指示においては、包括度に グラデーションがあり、包括的指示か具体的指示かが明確でないとい う指摘もあることから、「包括的指示」を看護師が指定研修を受けなけ ればならない場合の要件とすることは分かりにくいのではないか。

- 医師又は歯科医師の包括的指示により看護師が特定行為を実施する 場合には、
  - 医師又は歯科医師がプロトコールを適用する患者を特定し、
  - ・予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示されたプロトコールに基づき、
  - ・看護師が患者の病態の確認を行った上で実施される ことが前提となると考えられる。
- したがって、指定研修を受けなければならない看護師の範囲については、「特定行為に係るプロトコール(※)に基づき、特定行為を行おうとする看護師」など客観的に判断が可能なものとした方がいいのではないか。
  - ※ プロトコールには、①対応可能な患者の病態の範囲、②特定行為を実施する際の確認事項及び行為の内容、③医師への連絡体制などが記載されていることを想定。

#### (3) 特定行為に係る業務実施体制について

- 特定行為を安全に実施する体制については、指定研修を修了している看護師か否かにかかわらず、看護師が特定行為を行う医療機関に求められるのではないか。
- 特定行為に係る業務実施体制については、医療法上、医療機関に求められている安全管理体制以外のものを追加する必要があるか。 また、医療機関以外の場合、安全管理体制の整備をどのように考えるか。

#### (4) 指定研修を受ける必要がない看護師について

- (2)を踏まえると、医師又は歯科医師が、患者の病態の確認など を行った上で具体的指示を行い、その具体的指示に基づいて特定行為 を実施しようとする看護師は、指定研修は受けなくてもよいのではな いか。
- 一方で、特定行為が、それを実施する上で、医療安全の観点から教育を付加することが適当であるものということを考えると、指定研修を受けなくてもよい看護師についても、院内研修などを受けることを推奨する必要があるのではないか。

#### 3. 研修を修了した旨の登録

#### 【試案】

- O 厚生労働大臣は、指定研修機関の研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を 交付する。
  - ※ 本試案における看護師の能力認証の方法は、指定研修機関における研修を修了したことを看 護師籍への登録によって行うものであり、国家資格を新たに創設するものではない。

#### 【検討に当たっての視点】

- 指定研修を修了した旨の登録は、あくまで研修を修了したことを確認するためのものであって、国家資格を新たに創設するものではない。
- 公的に研修の修了を確認する仕組みを看護師籍以外の方法で行う場合、 その他の登録の仕組みを新たに設けなければならないが、どのようなもの が想定されるか。
- 学会などで研修の修了の認証を行うことで足りるという意見もあるが、 どう考えるか。

## 4. 指定研修機関の指定等

#### 【試案】

- O 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。
  - ※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。
- 〇 特定行為に応じた研修の枠組み(教育内容、単位等)については、指 定研修機関の指定基準として省令等で定める。
- ※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

## 【検討に当たっての視点】

上記のような論点整理をした場合、指定研修機関の指定などについてさらに検討すべき事項があるか。

# ム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ提出資料) 資料1参考(第29回子

しいて(薬)

医師又は歯科医師から包括的指示が行われた場合、看護師は事前に作成されたプロトコールに基づいて診療の補助を実 施することとなる。

具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れ「

包括的指示

医師又は歯科医師からの包括的指示が成立する条件としては、

0

- ①プロトコールを適用する患者が医師又は歯科医師により特定されていること
  - ②プロトコールにおいて以下の事項が定められていること
- ・病態の範囲が明確にされていること
- 指示を受ける看護師が理解しうる程度の指示内容が示されていること
- その指示が受けられる体制が整えられていること ・対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、 が必要と考えられる。
- 包括的指示を受けた看護師は、①で特定した患者が②の病態の範囲に合致しているかの確認を行い 0
  - ・プロトコールに基づき診療の補助を実施するか
    - ・医師又は歯科医師の指示を改めて求めるか

を判断することとなる。

- 医師又は歯科医師により、対象の患者が特定されるとともに当該患者の病態の確認が行 われる状況で、診療の補助を行う。 具体的指示を受ける看護師は、 0
- その他、医師又は歯科医師の指示の下、看護師が患者の病態の確認を行い、看護師以外の医療関係職種が診療の補助 を行う場合も想定される。 0

## 参考資料1

## 特定行為及び看護師の能力認証に係る試案(イメージ)

医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考 力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれ のある行為(診療の補助に当たるものに限る。以下「特定行為」という。)に 関する規定について、保健師助産師看護師法に位置付ける。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

- ※ 特定行為の規定方法は限定列挙方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、 看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。
- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為 に応じた研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指示を受け
  - 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務 実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施する場合
- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かな ければならない。
  - ※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。
- 特定行為に応じた研修の枠組み(教育内容、単位等)については、指定研 修機関の指定基準として省令等で定める。
- ※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

て実施する場合

- 厚生労働大臣は、指定研修機関の研修を修了した看護師からの申請により、 当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。
- ※ 本試案における看護師の能力認証の方法は、指定研修機関における研修を修了したことを看護師籍 への登録によって行うものであり、国家資格を新たに創設するものではない。

包括的指示が行われる場合の流れ】

の特定】 医師又は歯科医師が患者を特定した上で、 看護師にプロトコールに基づく診療の補助 を実施するよう指示 る患者( は歯科 [①医師又

者の病態の確認】 医節叉は歯科医師 10 術態の範囲 [②看護師]

よ歯科医師により特定された患者! 看護師がプロトコールに規定され。 苞囲にあるか否かの確認を行う。

看護師が、技術的な難易度又は判断の 難易度が高い診療の補助を実施 こよる診療の補助の実施] [③者護師] 日七

以下のようになるのではないか。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が実施されるまでの流れを整理すると、

【具体的指示が行われる場合の流れ】(医師又は歯科医師による患者の特定の時点で患者の病態の確認までが行われるもの)

・患者の特定】 特定した上で、 f定した上で -るよう指示 医師又は歯科医師が患者を特 膏護師に診療の補助を実施す 1243 医師 [①医師又は歯科] 医師又

医師が患者の病態を確認】 は歯科 医部分

る診療の補助の実施】

【③●鬻部】

医師又は歯科医師が当該患者の病態の確認 まで行う。

看護師が、技術的な難易度又は判断の 難易度が高い診療の補助を実施

看護師以外の他の医療関係職種が診療の補助を行う場合の流れ】

[看護師が患者の病態の確認のみ行い、

医師又は歯科医師により特定された患者に ついて、看護師がプロトコールに規定された 病態の範囲にあるか否かの確認を行う。 [②看護師による患者の病態の確認]

【③他の医療関係職種による診療の補助の実施】 他の医療関係職種が診療の補助を実施

Ήū 確認内容を医師又は歯科医師に報 又は他の医療関係職種に伝達

 $(\sim)$ 

たで、看護師又は他の医 職種に診療の補助を実 たう指示 (1) 医師又は歯科医師が患者を特定した上で、看護師又は他の医療関係職種に診療の補助を実施するよう指示 [①医師又は歯科医師による 者の特定】

## 第14回チーム医療推進会議における委員の主なご意見

#### 【特定行為にかかる指示の在り方や業務の実施体制について】

- 〇特定看護師と研修を受けていない看護師一般について、できる医行為自体は変わらず指示等による判断の程度の違いのみだとすると、研修を受けていない看護師について先に議論すべきではないか。
- 〇研修を受けた看護師と研修を受けていない看護師との要件のバランスを考慮し、研修を受けていない看護師については医療安全体制及び指示とともに、院内の仕組みとしてしっかりした研修体制も整えるべき。
- 〇条文上「包括的指示」の記載法は色々考えられるが、まずは具体的指示と包括的指示の関係性等を先に議論すべき
- ○養成課程修了後すぐに自律して行為が行えないのは実態としては当然であり、包括 的指示は要件としては必要だがそれだけでよいのか。
- 〇緊急時以外の平時は、危害を生するおそれがある行為については全て医師が行うべき。
- 〇絶対的医行為と特定行為の曖昧な境界部分である「危害を生するおそれがかなりある行為」がコントロールされずに実施されている実態に対し、医療安全を担保する 策として要件等を議論してきたはず。
- ○研修を受けた看護師も受けていない看護師もともに医行為の実施に伴うリスクは同様に存在するので、業務実施体制は同じ体制とすべき。

#### 【看護師籍への登録について】

- 〇研修修了の登録について、看護師籍にこだわる必要はないが、既存のものがあるの だから新たなものを作らなくてもよいのではないか。
- ○特定行為の実施に伴う責任を負うことは当然であり、そのためにも教育への国の関 与と、看護師籍への登録は必要。

#### 【医行為の分類について】

- O1 つ 1 つの行為について議論するのではなく、連続性のあるものとして検討した方が現実的。
- ○医行為分類(案)については看護業務検討ワーキンググループで議論されているが、 他の医療関係職種が実施している行為も多く、各職種も交えて議論すべき。

#### 【教育内容等について】

- ○特定行為習得のための教育を大学院において行うことも想定しているのであれば、 教育内容等について文部科学省との協議を早く行うべき。
- ○大学院は研究者を育成するというイメージが強いが、社会が求める人材を育てる役割もあるし、実際にそうした大学院は存在している。

#### 【その他】

○特定<br />
審護師や診療<br />
審護師等の名前を使って<br />
事業を行っていることは、<br />
問題ではない<br />
のか。また、そのような試行<br />
事業実施施設に対して、<br />
厚生労働省は指導しないのか。

- ○試行事業において使用する名前については気をつけた方がよいが、各施設の主体性 を尊重し、厚労省としては柔軟な対応をとるべき。
- ○看護師が教育を受けたとしても医師や薬剤師の代わりを担うことは不可能であり、 国民もそのような医療サービスは求めていない。
- 〇業務試行事業実施施設の事業対象看護師達は、自身を医師の代わりとは認識しておらず、患者の療養生活をみるという看護師であることを意識して活動している。
- 〇患者の立場からすると、安全な医療の提供と納得のいく説明や疑問に丁寧に答えて ほしいというニーズが高いが、忙しい医師には求めにくいので看護師や薬剤師に聞 けるようになればよい。

# チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループに おける医行為分類 (案)に関する議論の経過報告について

#### 【指定研修と特定行為の関係性について】

#### 〈指定研修を受けた看護師〉

- ○包括的な指示は、連続性のある医行為を想定して展開するものではないか。
- 〇指定研修の必要性という軸に変わったので、継続的・日常的に療養現場において行われている行為を特定行為とすると現場での混乱が多いのではないか。
- ○指定研修により必要かつ十分な技術・判断力を持つとして、指定研修を特定行為実施の条件とすると、看護師一般が実施できなくなるのではないか。一方で、技術的な訓練や知識を教育した上で特定行為は実施されるべきなので、ある種の必要条件は提示すべきでもある。
- ○各病院で教育法、チェック事項、到達目標を整え、必要な研修の修了という条件を クリアしたとわかるようにした場合、その病院内では特定行為を実施可能な看護師 として認めるというガイドラインを示せば、大学の教育に限らなくともよいのでは ないか。

#### く看護師一般>

- ○特定行為と分類された場合、看護師一般は具体的指示で実施するという枠がなくなったため、今看護師一般が実施している行為ができなくなってしまうことは阻止すべき。
- 〇既に実施している行為については、各病院の教育や研修等のOJTにより実施し、 指示した医師や病院が責任を持って現行と変わらない状態で実施すればよい。
- ○今まで実施していた看護師ができなくなることがないように、現場での認証制についてもう少し考えた上で、枠組みを決めていく必要がある。

#### 【看護師籍への登録と特定行為の関係性について】

〇指定研修を修了した旨を看護師籍に登録した上で行うべき行為が特定行為であるとなれば、指定研修を受けずに実施して何か起これば看護師及びその病院の管理体制が問われることとなるので、特定行為の規定は相当慎重に検討すべき。

#### 【特定行為の考え方について】

- ○大まかに言えば特定行為と分類した行為は、全国的には10%以下の実施率であるが、 教育を受けた看護師による実施が可能との回答率が30%、20%超のもので、現在は 一部の進んだ病院で実施されているが、その行為が広く実施されるようになれば医療の質が上がると考えられるものである。
- 〇どの行為についても、病態の総合的な判断が必要な時には医師が実施するものである。

#### 【医行為分類の修正方針について】

〇現在、グレーゾーンの行為を看護師が実施している場合、当然一定の水準で訓練された上で行われており、現場での安全性は担保されているので、もっと大局的な観点で検討すべきであり、今までの分類に沿って教育の議論も進めながら検討すればよいではないか。

#### 【看護師以外の医療関係職種の業務との関連について】

- ○医療サービスを受ける患者及び医療の質の向上のためには、看護師と同様、看護師 以外の医療関係職種についても業務拡大に向けた議論が必要なのではないか。
- 〇医療関係職種が診療の補助を行う場合は、看護師を含め様々な医療関係職種が、医師から包括的指示を受けてカンファレンス等を行いながら、チームとして連携・協働の上実施している実態がある。

## 【包括的指示・具体的指示が行われてから**診療の補助が**行われるまでの流れについて】

〇これまでの議論を踏まえた結果がよく整理されており、理解しやすいという意見と、 わかりにくいという意見があることから、次回以降も引き続き検討していく。

## 参考人所属団体からの提出意見

# 参考資料4

※医行為分類(案)及び教育内容等基準(案)に対する意見募集にご提出いただいた意見 (一部、体裁を整えております。)

日本医師会	p 1	日本診療放射線技師会	p31
日本救急救命士協会	p20	日本薬剤師会	p34
日本言語聴覚士協会	p22	日本理学療法士協会	p38
日本作業療法士協会	p2 <b>4</b>	日本臨床衛生検査技師会	p41
日本歯科医師会	p27	日本臨床工学技士会	p49
日本視能訓練士協会	p29	(五)	上音順)

# 日本医師会からの提出意見

#### 厚生労働省医政局者 護線長 岩澤市和子、東京

#### 日本医師会常任理事

華川.聯二

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループがまとめた医行為分類素及び教育内容等基準素について、別談の通り意見を提出いたします。なお、今回の意見客集に関する問題点、及び本件の検討にあたっての考え方についても、併せて申し述べます。

#### 1. 今回の意見募集に関する問題点

- 今回の意見募集は、その対象を「医行為分類案」及び「教育内容等基準素」に限定しているが、本来であれば、まず制度そのものに対する意見を関うべきである。制度の創設が決定事項であるかのように、各種についての意見募集を行ったことは遺憾である。
- 医行為分類薬について、ワーキンググループでA、B、Cに分類された行為のみを対象としているが、DやBとされた行為についても意見を関うべきである。特にDの中には非常にリスクの高い行為が含まれており、Dとして投す意図が不明である。Dとされた行為について、今後原生労働省としてどのように対応していくつもりなのか、明らかにすべきである。
- 教育内容等基準案については、ワーキンググループにおいても十分な課題がなされたとは言えず、意見の隔たりが大きいものである。そのような政策で学会・団体等から意見募集を行っても、十分な理解の下に意見を提出することは困難である。

全体として、広く関係者の意見を聞くという姿勢が感じられず、むしろ意図的に対象を 限定しているように思われる。今回、各学会・団体等から提出された意見の中に、「優行為 分類素」及び「教育内署等基準素」以外の内容に対する意見があった場合、原生労働省に おいてはそれらの意見を排除することなく、実際に受け止めて被封の参考とすべきである。 医療理場だけでなく、国民の健康・生命に大きく闘わる問題であり、国民的な難論、合 意形成なきままに、指連に議論を進めるべきではないことを改めて述べておく。

#### 2. 医行為分類薬及び教育内容等基準案の検討にあたっての考え方

- (1) 観撃を受けた着腹節について、「包括的指示」による実施を一体に推定することには 反対である。
- 難しい判断や侵襲性の高い行為を、包括的推示で実施することはリスクを伴う。医師が個別に能力を勘索して包括的指示を出すことは認められるが、「包括的指示で実施できる」と一律に規定すべきではない。
- ▶ 「包括的指示」は主にプロトコールに基づいて実施することである。事前に医師に連絡なく看護師の判断で実施して問題が生じた場合、医師がすぐに対応できない事態が起こりうる。
- スタンダードなプロトコール(教科書的対応)に加えて、個々の患者の病態に応じた対応をする必要がある。実施前に医師に連絡し、プロトコール以外の指示等も医師に仰いだ方が安全性も高まり、また追加の検査等もできるなどのメリットがある。
- ▶ 行為と指示を受ける看護師によって、具体的指示と包括的指示を使い分けなければならないとすれば、現場は混乱する。
- そもそも、全国の現場で「包括的保示」と「具体的推示」を禁一的に、明確に反別することは不可能である。「具体的推示」も患者の前継等に応じて幅があるものであり、考理解が一部判断する幅をもって「包括的指示」と取られる可能性もある。もし指示の違いで保助者法違反に関われるよれば、長種医療につながりかねない。法律の算りによって、これまでの現場の流れが大きく制限されることになり、チーム医療の推進をかえって服舎するおそれがある。

#### (2)「権広い特定行為の能力認証」は不要である。

- ▶ 2年コースは「幅広い行為を実施する」としているが、現場はオールマイティに高度な医行為を実施できる看護師を求めているわけではない。
- ▶ 2年コースは在宅や介護施設において自律的に判断し、医行為を行うNP的発想で試行されているが、この議論はNP的者運師の機成を目指すものではなく、現在者匿師が不安を感じながら実施しているグレーゾーンを明らかにし、いかに安全に実施するかであったはずである。
- ▶ 在宅医療等においても、現在想定されているような幅広い医行為が必要とは思われず、 1つの領域として考えるべきである。
- ▶ それぞれの領域によって習得すべき知識や技術の内容は異なり、その教育に必要な期間を一律に定める必要はない。

	<b>◆医</b>	行為(案)に関するご	日本医師会	
行為番号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
2	直接動脈穿刺による採血	評価	B1をAとする	重症な患者に対して行う場合が多いため、医師がすべきである。
4	診療の優先順位の判断のために 必要な検体検査の項目の判断	評 <b>個</b>	B2をCとする	救急の現場では、○○場合には○○検査をするという流れがある。 そもそも、「判断」を特定行為とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。
6	治療効果を評価するための核体検 査の項目・実施時期の判断	①評価 ②行為名·泰要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提業」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練糧影やCTは故郷の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
8	手術前検査の項目・実施時期の判 断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告であるすることが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

	<b>◆</b> 医	行為(薬)に関するこ	日本医師会	
行為番号	医行為名	修正箇所	传正案	修正を提案する理由
9	単純X糠糠影の部位・実施時期の 判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、又無撮影やCTは故障の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
11	CT、MRI検査の部位・実施時期の 判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看機師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
17	腹部超音波検査の部位・実施時期 の判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである。(A)。とくに、X練撮影やCTは体陽の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

	<b>◆医</b>	行為(案)に関するこ	1意見	日本医師会
行為番号	医行為名	修正箇所 修正案		修正を提案する理由
18	腹部超音波検査の実施	評価	「B1又はB2」をCとする	「超音液検査」は診療の補助として、診療放射線技師、臨床検査技師が実施可能であり、助産師も実施している。 精度の高い検査を実施するには当然研修が必要であるが、部位別に分けて、特定行為として分類すべきものではない。 ただ、超音波検査は基本的にその場で実施しながら判断するものであり、特に心臓超音波検査などは医師が行うのが通常であり、看護師が実施するものではないと考える。
20	心臓超音波検査の実施時期の判 断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②滑護節主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
21	心臓超音波検査の実施	評価	「B1又はB2」をCとする	「超音波検査」は診療の補助として、診療放射線技師、臨床検査技 師が実施可能であり、助産師も実施している。 精度の高い検査を実施するには当然研修が必要であるが、部位別 に分けて、特定行為として分類すべきものではない。 ただ、超音波検査は基本的にその場で実施しながら判断するもので あり、特に心臓超音波検査などは医師が行うのが通常であり、看護 師が実施するものではないと考える。
23-1	頸動脈超音波検査の実施時期の 判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなべ、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTIも被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

	<b>◆</b> 医	行為(案)に関するご1	t.g.	日本医師会
行為番号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
23-2	頸動脈超音波検査の実施	評価	「B1又はB2」をCとする	「超音波検査」は診療の補助として、診療放射線技師、臨床検査技 師が実施可能であり、助産師も実施している。 精度の高い検査を実施するには当然研修が必要であるが、部位別 に分けて、特定行為として分類すべきものではない。 ただ、超音波検査は基本的にその場で実施しながら判断するもので あり、特に心臓超音波検査などは医師が行うのが通常であり、看護 師が実施するものではないと考える。
24~1	表在超音波検査の部位・実施時期 の判断	①評価 ②行為名·板要	①AまたはEとする ②看腹師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
24-2	表在超音波検査の実施	評価	「B1又はB2」をCとする	超音波検査」は診療の補助として、診療放射線技師、臨床検査技師 が実施可能であり、助産師も実施している。 精度の高い検査を実施するには当然研修が必要であるが、部位別 に分けて、特定行為として分類すべきものではない。 ただ、超音波検査は基本的にその場で実施しながら判断するもので あり、特に心臓超音波検査などは医師が行うのが通常であり、看護 師が実施するものではないと考える。
25–1	下肢血管超音波検査の部位・実施 時期の判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②滑護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被職の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

<u>.                                    </u>	<b>◆</b> 医	行為(案)に関するこ	日本医師会	
行為番号	医行為名	修正舊所	修正案	修正を提案する理由
25–2	下肢血管超音波検査の実施	評価	「B1又はB2」をCとする	「超音波検査」は診療の補助として、診療放射線技師、臨床検査技 師が実施可能であり、助産師も実施している。 精度の高い検査を実施するには当然研修が必要であるが、部位別 に分けて、特定行為として分類すべきものではない。 ただ、超音波検査は基本的にその場で実施しながら判断するもので あり、特に心臓超音波検査などは医師が行うのが通常であり、看護 師が実施するものではないと考える。
33	薬剤感受性検査の項目・実施時期 の判断	①評価 ②行為名·板要	①AまたはEとする ②着護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
34	真菌検査の実施時期の判断	①評価 ②行為名·報要	①AまたはEとする ②者護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X線撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、青霞師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

	<b>◆医</b>	行為(案)に関するこ	日本医師会	
行為番号	医行為名	停正管所	修正を提案する理由	
36	微生物学検査の項目・実施時期の 判断	①評価 ②行為名·泰要	①AまたはEとする ②増譲師主体で考えれば、「判断」でばなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。と(I、X嫌嫌とやCTは被曝の問題もあるため、医師が判断べきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
38	薬物血中濃度検査(TDM)実施時 期の判断	①評価 ②行為名·板要	①AまたはEとする ②者護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
39	スパイロメトリーの項目・実施時期 の判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X譲援影やCTは被鳴の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

			į į	べきものであり、看腹師が包括的指示で実施するものではない。 その点から考えれば、看腹師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提 素」(E)ではないか。
38 票		①評価 ②行為名·蔡要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「授業」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない。 示で判断する」という論理は通らない、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師がすべきである(A)。とくに、X練養とやCTは被傷の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
39 2		①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 示で判断する」という論理は通らない。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提集」(E)ではないか。
		•		
			8	
	◆医	行為(案)に関するこ	念見	日本医師会
行為番号	◆医 医行為名	行為(案)に関するこ 修正箇所	·意見 修正案	日本医師会 修正を提案する理由
40		修正箇所		修正を提案する理由 「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断に対してより、以、実施的に原係に知る。2019
40	医行為名 医行為名 直腸内圧測定・肛門内圧測定実施	修正舊所 ①評価 ②行為名·极要	修正業 ①AまたはEとする ②者護師主体で考えれば、「判断」ではなく	修正を提案する理由 「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、、X練撮影やCTは故障の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提
40	医行為名 医行為名 直腸内圧測定・肛門内圧測定実施 時期の判断	修正管所 i ①評価 ②行為名·極要	修正案  ①AまたはEとする ②増護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正  B2をCとする  ①AまたはEとする	修正を提案する理由  「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に発告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである。(A)。とくに、、X糠嫌影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。  一定の研修の下、看護師が実施可能である。  「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断したけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断してもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである。
41 42	医行為名 直腸内圧測定・肛門内圧測定実施 時期の判断 直腸内圧測定・肛門内圧測定の実施	修正舊所  ①評価 ②行為名·极要	修正案  ①AまたはEとする ②増護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正  B2をCとする  ①AまたはEとする ②増護師主体で考えれば、「判断」ではなく	停正を提案する理由  「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。  「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は適らない)。 そもも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告、確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断する」という。とくに、X練撮影やCTは被曝の問題もあるため、医師が判断すべきものであり、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提
41 42 43	医行為名 直腸内圧測定・肛門内圧測定実施 時期の判断 直腸内圧測定・肛門内圧測定の実施 膀胱内圧測定実施時期の判断	修正舊所  ①評価 ②行為名·根要  ②行為名·根要  総合評価「B1」	<b>修正案</b> ①AまたはEとする ②者護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正  B2をCとする ②者護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正  B2をCとする ①AまたはEとする ①AまたはEとする	停正を提案する理由  「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示型制動する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師がすべきであるすることが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである「おきしては被曝の問題もあるため、医師が判すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。  「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。 そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。まり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練量をやCTは被曝の問題もあるため、医師が判すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。

	<b>◆</b> 医	行為(来)に関するご	<b></b>	日本医師会
行為番号	医行為名	修正舊所	修正案	修正を提案する理由
49	職下造影の実施時期の判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X統績影やCTは被曝の問題もあるため、医師判断すべきものであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
52	眼底検査の実施時期の決定判断	①評価 ②行為名·概要	①AまたはEとする ②看護師主体で考えれば、「判断」ではなく 「提案」に修正	「判断」を「特定行為」とすることは困難(一般の看護師は「具体的指示で判断する」という論理は通らない)。そもそも「判断」だけで止まることはなく、「実施」につなげるのが普通である。その場合、判断はしてもよいが、実施前に医師に報告・確認することが必要である。つまり最終的な決定は医師がすべきである(A)。とくに、X練撮影やCTIは被曝の問題もあるため、医師判断すべきのであり、看護師が包括的指示で実施するものではない。その点から考えれば、看護師が行うのは「判断」ではなくむしろ「提案」(E)ではないか。
53	眼底検査の実施	①行為の概要 ②評価	①「慢性内科疾患等の合併症の評価のために」を削除 ②「B1又はC」を「C」とする	①「眼底検査の実施」という行為について、一般的な眼科疾患の診察と、慢性内科疾患等の合併症の評価とに分けて考えるのはおかしい。 ②診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士が実施できる行為であり、Cとすべきである。
56	酸素投与の開始、中止、投与量の 調整の判断	①行為名 ②行為の概要	①「開始、中止」を削除 ②「投与方法の選択・開始・中止」を削除	開始、中止の判断は医師が行うべきである。
57	気管カニューレの選択・交換	評価	B1をCとする	一定の研修の下、着護師が実施可能である。
59	揮管チューブの位置調節	評価	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
60	経口・経鼻挿管の実施	評価	B1をAとする	救急救命士が実施する場合と異なり、心肺停止状態の患者ではない。 医師がすべきである。

·	· <b>◆</b> 医	行為(薬)に関するごぼ	t P.	日本医師会
行為番号	医行為名	修正箇所	修正を提案する理由	
61	経口・経鼻挿管チューブの抜管	評価	B1をAとする	再挿管の実施まで考えればAである。
62	人工呼吸器モードの設定条件の判 断	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。
63	人工呼吸管理下の鎮静管理	評価	「B2又はC」をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。
64	人工呼吸器装着中の患者のウィニ ングスケジュール作成と実施	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。
66	NPPV(非侵襲的陽圧換気 療法)開始、中止、モード設定	①評価 ②行為名・行為の概要	①B2をCとする ②「開始、中止」を削除する	①実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。 ②開始、中止の判断は医師が行うべきである。
[69 70]-2	得症の壊死組織のシャープデブ リードマン・止血	評価	81をAとする	出血等の恐れがあり、医師がすべきである。緊急性を要するものではない。 医師と共に補助として実施することは認められる。
71-2	巻爪処置(ワイヤーを用いた処置)	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
73	皮下膿瘍の切開・排膿:皮下組織 まで	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
74	創傷の陰圧閉鎖療法の実施	評価・	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
75	表劇(非感染劇)の縫合:皮下組織 まで	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
76	非感染剤の総合:皮下組織から筋 層まで	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
77	医療用ホッチキスの使用	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危験性から考えて、医師がすべき行為である。

	<b>◆医</b>	庁為(来)に関するこ	日本医師会	
行為香号	医行為名	修正管所	修正を提案する理由	
78	体表面創の抜糸・抜鉤			現在は、劇の状態を診ながら医師が行っている。 Cとしてよいが、小児や、部位によっては看護師が実施するのは困難であると思われる。
79	動脈ラインの確保	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
80	末梢静脈挿入式静脈カテーテル (PICC) 挿入	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
82	中心静脈カテーテルの抜去	評価	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
86	腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の 抜針含む)	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。 抜去の前に診察が必要であり、看護師が包括的指示で実施するも のではない。
88	胸腔ドレーン抜去	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。 抜去の前に診察が必要であり、看護師が包括的指示で実施するも のではない。
89	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更	評価	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
90	心臓ドレーン抜去	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。 抜去の前に診察が必要であり、看護師が包括的指示で実施するも のではない。
91	創部ドレーン抜去	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。 抜去の前に診察が必要であり、看護師が包括的指示で実施するも のではない。
93	「一次的ペースメーカー」の操作・管理	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
94	「一次的ペースメーカー」の抜去	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。

	<b>◆医</b>	行為(案)に関するこ	日本医節会	
行為書号	医行為名	修正舊所	<b>作正案</b>	修正を提案する理由
95	PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の管理・操作	評価	B1をAとする	行為の侵襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
96	大動脈バルーンパンピングチュー ブの抜去	評価	B1をAとする	行為の優襲性、危険性から考えて、医師がすべき行為である。
98	小児のCT・MRI検査時の鎮静の実施	評価	「B2又はC」をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
100	幹細胞移植:接続と演数の調整	評価	B2をAとする	通常医師がいる場で行うはずである。医師がいる場において、看護師が補助として実施することは可能である。
[109·110· 112]-2	育ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換	評価	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
113	膀胱ろうカテーテルの交換	評価	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
123	、 硬膜外チューブの抜去	評価	B1をCとする	一定の研修の下、看護師が実施可能である。
124	皮膚表面の麻酔	評価	B1をAとする	麻酔実施時のショック症状等への対応を含めて考えれば、医師がすべきである
126	手術時の職器や手術器域の把持 及び保持	評価	B1をCとする	医師のいる場において補助するのであるからCである。
131	血糖値に応じたインスリン投与量 の判断	<b>言学(画</b>	B2をCとする	「役与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
133	脱水の判断と補正(点滴)	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にひとする。

	<b>◆医</b>	行為(薬)に関するこ	日本医師会	
行為香号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
137	血液透析・CHDF(持続的血液濾過 透析)の操作、管理	評価	B1をCとする	一般の看護師においても、プロトコールに基づいて設定変更等を実施している。
147~1	投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じ た調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示が具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
150-1	投与中薬剤(子宮収縮抑制剤)の 病態に応じた調整	<b>建学</b> 体	B2をCとする	「投与量の関節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
151-1	投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に 応じた調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
152~1	投与中薬剤(カテコラミン)の病態に 応じた調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
153-1	投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じ た調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類 等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
154-1	投与中薬剤(高カロリー輸液)の病 腹に応じた調整	評価	B2をCとする	「投与量の関節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
164-1	臨時薬剤(去象剤(小児))の選択・ 投与		B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。
165-1	臨時薬剤(抗けいれん剤(小児)) の選択・投与	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にGとする。
166-1	臨時裏剤(インフルエンザ薬)の選 択・投与	評価	B2をCとする	実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。

	<b>◆医</b>	行為(案)に関するこ	意見	日本医節会
行為香号	医行為名	修正額所	修正案	修正を提案する理由
168-1	臨時薬剤(創傷被覆材:ドレッシング材)の選択・使用	評価	B2をCとする	実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
170-1	臨時薬剤(抗精神病薬)の選択・投 与	評価	B2をCとする	実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
171-1	臨時棄剤(抗不安薬)の選択・投与	評価	B2をCとする	実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
173-1	臨時薬剤(感染物候時の薬物)の 投与	評価	B2をCとする	実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
174-1	臨時薬剤(抗醣薬)の投与	評価	B2をCとする	実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
175–1	投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸 液)の病態に応じた調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
175–1	投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸 液)の病態に応じた調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
178-1	抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
179-1	放射線治療による副作用出現時の外用薬の週択・使用	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。
182	硬膜外チューブからの鎮痛剤の役 与、投与量の調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。

	<b>◆</b> 医	行為(家)に関するご加	I.P.	日本医師会
行為番号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
184~1	WHO方式がル疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じたオピオイドの찾与量調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは現場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にことする。
185-1	WHO方式がん疼痛治療法等に基づく痛みの強さや副作用症状に応じた非オピオイド・鎮痛補助薬の選択と投与量調整	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは環境で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にひとする。
186-1	がんの転移、漫画に伴う苦痛症状 のための裏剤の選択・投与	評価	B2をCとする	「投与量の調節」は既に診療の補助として認められており、薬の種類等により、包括的指示か具体的指示かをわけるべきではない(危険性による違いは環場で判断すればよい)。実施前に医師に連絡・確認することを前提にCとする。
194	在宅で終末期ケアを実施してきた患者の死亡確認	評価	B2をCとする	医師との密接な連携及び家族の充分なインフォームドコンセントを前提にことする。 医師は、患者さんの死亡に際して、速やかに対応すべきことは言うまでもない。
1001	熱傷の壊死組織のデブリードマン 	評価	B1をAとする	広範囲な熱傷の場合、医師と共に、補助として行うことは認められる。
1002	廣骨除去	神価	B1をAとする	医師と共に、補助として行うことは認められる
1004	血管結紮による止血	肄価	「B1又はB2」をAとする	医師と共に、補助として行うことは認められる
1005-1	臨時薬剤(抗けいれん剤(成人)の 選択・投与	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。
1006	在宅療養者の病状把握のための 検体検査の項目・実施時期の判断	評価	B2をCとする	実施前に必ず医師に報告・確認することを前提にCとする。

	◆医行	為枠組みに関するご	意見	日本医師会
資料番号: 意見募集の対 章資料の番号	資料名	修正箇所	<b>停正案</b>	修正を提案する理由
資料2 別紙1	医行為分類における看護師が行う 診療の補助の範囲について(イメージ)	評価基準について 「看護の専門性を前提と している」という点につい て	適宜修正	「技術的な難易度」を輸としているが、診療の補助は、単にシミュレーション教育や実習を経れば出来るという問題ではなく、その行為の危険性や、万が一の際の対応を含めて考えるべきである。ワーキンググループが分類した特定行為の中には危険な行為が含まれているが、この図からは、危険性に対する意識が感じられない。国民がこの図を見た場合、単に「慣れればできる行為」としか映らず、危険な行為が含まれているとは思わない。さらに「※この評価軸は診療の補助の範囲を整理するためのものであり、看護の専門性を前提としている」とあるが、とくにB1に分類されている総合や切開といった行為は「看護の専門性」とは結びつかない。
資料2 別紙3	看護師が実施する検査に関する行 為の分類の考え方	「検査の実施」が日とCIこ分かれている点	修正ではなく質問(右記)	「検査の実施」について、看護師が実施する場合のみ日とCに分けるのか。 臨床検査技師等が行う場合はどう考えるのか。 つまり、この図において、「実施の判断」の部分は包括的指示を含む ものであるためBとCに分けていると思われるが、「実施」自体をBと Cに分ける要素が何なのか不明である。 看護師は検査の専門家ではないため技術や判断が難しいという理 由でBとCに分けるのか(所見のまとめはEとされており、BかCかの 判断には影響しない)。 同じ検査を、看護師が行うというだけでBとCに分ける必要があるのか。
	看護師が行う診療の補助における 医師の指示について	「具体的指示以外の指示 は全て包括的指示であ る」としている点について	修正ではなく質問・意見(右記)	「具体的指示以外の指示は全て包括的指示である」としているが、明確に、統一的に切り分けることができると考えているのか。 具体的指示も患者の病態等に応じて幅があるものであり、看護師が 一部判断をする幅をもって「包括的指示」と取られる可能性も否定できない。明確に、統一的に区別できない曖昧なものを、法令上に規定することはできないし、すべきではない。

	◆教育内容	字基準(案)に関する	るご意見	日本医師会
資料番号: 意見募集の対 象資料の番号	資料名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
資料3	1. 特定行為の範囲と修業期間	「幅広い特定行為を実施するための修業期間は2年以上とする」「特定の領域に限定した特定行為を実施するための修業期間は8ヶ月以上とする」	・幅広い特定行為を実施するためのコース (2年コース)は不要である。 ・特定の領域に限定したコースも、一律に期間を定めるべきではない。	・構広く特定行為を実施する看護師が求められているわけではない。在宅医療等の分野であっても、現在想定されている特定行為全てを必要とするものではなく、領域の1つと考えるべきである。・領域によって習得すべき知識や技術は異なり、一律に〇ヶ月とする必要はない。(資料3別紙1の試行事業の内容を見ても、各領域により習得を目指す行為は様々であり、一律に期間を定める必要性は感じられない)
資料3	2年相当の教育内容等と修了者の 活動イメージ	修了者の主な活動イメージ「各大学院が独自に強 ジ「各大学院が独自に強 化した分野の患者を中心としつつ、患者の状態 変化等に応じて対象を拡 大して活動」	削除する	・各大学院が独自に特定の分野を強化するということでは、1つの「能力認証(2年間)」とは言えない。 ・「患者の状態変化等に応じて対象を拡大して活動」という表現は、 看護師の自主的な判断により患者を選ぶように捉えられ、不適切である。
資料3	8ヶ月相当の教育内容等と修了者 の活動イメージ	図内に、専門看護師や 認定者護師養成のため の教育内容を含めること について	削除する	専門看護師・認定看護師の教育とは別物であり、「+」として認定者 護師等の教育を示すことで、それが必須であるかのような誤解を与 える。
資料3	必要とされる能力のイメージく例② 慢性斯領域を強化した養成課程の 停了者>	「慢性疾患の継続的な管理・処置及び軽散な初期 対応を行うため、患者の 身体的状態を正確に担 損・評価し、また、緊急度 や重症度等に応じて適 切な対応を実施するため ~・・・・」	適宜修正	「慢性疾患の継続的な管理・処置及び軽微な初期対応」という表現が、NPを連想させる。実際NPを推進しようとする人々は、こうした慢性期領域の認証が実質的にNPであると公言している。この議論はNPの要成を目的としたものではないのであるから、誤解を与える表現は修正すべきである。
資料3	TWEETER ! HOVE ! ! !	(参考)図の右上に、2年 コースを修了した者の活動パメージとして「医療施設及び在宅・介護施設等 における臨床実践家」としている点について		なぜ2年コースのみ、「医療施設及び在宅・介護施設等における」と 場所を示す必要があるのか。NPを連想させる。

	◆教育内容	啓等基準(来)に関する	日本医師会	
資料器号: 意見募集の対 急資料の番号	資料名	修正箇所	停正来	修正を提案する理由
資料3	美成鐘的しはフチのセッロフパフ	「十幅広い特定行為を包括的指示により実施」」 「特定領域における限定 の特定行為を包括的指示により実施」としている 点により実施」としている	削除する	包括的指示による実施(一律に規定すること)は反対である。(理由 は添書に記載)

# 日本救急救命士協会からの提出意見

	◆教育内	存等基準(案)に関す	日本教急教命士協会	
資料番号: 意見募集の対象資料の番号		修正箇所	修正案	修正を提案する理由
資料3	修業期間2年以上とする課程の教 育内容・単位数の例	到連目標·教育内容·単 位数	気管揮管に関しては、特に62時限以上の 顕義・演習および日本麻酔科学会専門医 の指導下で全身麻酔症例を対象に30例以 上に気管揮管を実施することを明記する。	前例として救急教命士において気管挿管認定のための追加講習として計82時限の顕義・演習および日本麻酔科学会専門医の指導下で全身麻酔症例を対象に30例以上に気管挿管を行うことが義務付けられているため。
資料3		到建目標·教育内容·単	調整・演習および日本麻酔科学会専門医  の指導下で全身麻酔症例を対象に30例以	前例として教急教命士において気管排管認定のための追加講習として計62時限の講義・演習および日本麻酔科学会専門医の指導下で全身麻酔症例を対象に30例以上に気管挿管を行うことが義務付けられているため。

# 日本言語聴覚士協会からの提出意見

	<b>◆</b> 图	行為(來)に関するご	日本言語聴覚士協会	
行為番号	医行為名	修正當所	停正本	修正を提案する理由
11	CT、MRI接査の部位·実施時期の判 断		判断できかねます	通常、スクリーニング検査結果の分析から腰下造影検査、嚥下内視鏡 検査といった詳細検査の必要性を判断します。 特に嚥下造影検査は被ばくのリスクがあることから、その実施判断には 慎重さが求められます。 言語聴覚士は口腔・吸頭・喉頭など摂食嚥下機能に関する髂器官の評価およびスクリーニング検査による摂食底下機能の評価結果を総合的 に把握して腰下造影検査などの必要性を判断し、 医師、放射線技師ともに検査を実施しています。 今回の素では、行為名「確下遺影の実施時期の判断」となっています が行為の概要説明においても実施時期の判断の次に取る行為につい ては明示されていません。 従いまして、「CT、MRIの部位・実施時期の判断」も同様に今回の医行 為分類案における「職下遺影の実施時期の判断」の妥当性につい ては、申し訳ありませんが判断出来かねます。
49	鳴下造影検査の実施時期の判断	総合評価	判断できかねます	接食職下機能の評価は、ご承知の通り 通常、スクリーニング検査結果の分析から嚥下造影検査、嚥下内視鏡 検査といった詳細検査の必要性を判断します。 特に嚥下造影検査は被ばくのリスクがあることから、その実施判断には 慎置さが求められます。 言題職党士は口腔・咽頭・瞬頭など摂食職下機能に関する諸器官の評価および スクリーニング検査による摂食職下機能の評価結果を総合的に把握し で嚥下過影検査などの必要性を判断し、 医師、放射機技師とともに検査を実施しています。 今回の案では、行為名「職下造影の実施時期の判断」となっています が 行為の概要説明においても実施時期の判断の次に取る行為について は明示されていません。 従いまして、「CT、MRIの部位・実施時期の判断」も同様に 今回の医行為分類案における「嚥下造影検査の実施時期の判断」の 妥当性については、申し訳ありませんが判断出来かねます。

# 日本作業療法士協会からの提出意見

	<b>◆医</b> 作	「為枠組みに関するご	日本作業療法士協会	
<b>資料番号</b> : 意見募集の対象資料の番号		修正舊所	修正案	修正を提案する理由
資料2 別紙1.2.3	医行為分類の定義について	医行為分類B.C.D.Eの表現について	C:看護師による分担・連携が可能な医行為 D:他職種による分担・連携が可能な医行為 (第に終わが必要)	タ 単権 が す 回の検討に上かった 医行為に対する認識の 誤解を招かないよう、 左記の定義の下に具体的な例にも踏み込んで検討をすす

	◆教育内智	字等基準(案)に関する	るご意見	日本作業療法士協会
資料番号: 意見募集の対 象資料の番号	資料名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
資料3	各課程の教育内容・単位数の例	表内、統合力/臨床実習の教育内容について	調連他職種への依頼に関する内容を <u>盛</u> り 込む。	多職種によるチーム医療の中で十分に能力を発揮できるという到達 目標があることから、関わる教育内容にもそれに関連する文言を入 れることが望ましいため。特に「依頼」とは指示権に関わる問題であ るので、多職種とのやり取りに関する教育項目が盛り込まれることを 望みます。
資料3	各教育・研修機関における教員・指 準員の要件の例	臨床実習の教員・指導者 と要件について	依頼に関連する他職種を入れる。	上記と合わせて、臨床実習において関連他職種で、教育的立場の中堅レベル以上のものをその要件とした教員・指導者が入ることが、今後のチーム医療推進に役立つと考えるため。
資料3	修業期間2年以上とする課題の教 青内容・単位数の例	基礎となる知識	解剖生理学·病態生理学	解剖学、生理学、病態学は異なる学問領域であると思います。現在 の科目名称であれば、担当教員がそれぞれの得意な領域を教育す ることで偏りが生じることが危惧されます。今回まとめていただきました医行為を実践するためには、しっかりした基礎知識の教育が必要 と思いますので、科目名称を明確にし、実習科目も取り入れていただければと思います。
資料3	3. 教育内容および単位数	右の加筆	臨床経験がない看護師の対応	説明金では、5年間の臨床経験が必要であると話されました。現実には4年生養成教育等了後、直接大学院(2年生課程)へ進学した場合や5年未満の臨床経験で養成課程へ進学する例も考えられます。理由は様々あると思います。その場合の対応を明記していただけるとわかりやすいです。
資料3	修業期間2年以上とする課題の教育内容・単位数の例	単位数の関して	単位数から時間表記へ	養成校においては、単位を15時間または30時間と設定することが可 能である。時間數を指定いなければ、教育の内容に差が生じること が予測されます。そこで、臨床実習において、時間数と単位数が並 列標記になってるので、すべての項目において、時間数と単位数の 並列標記を望みます。
資料3		臨床実習の時間数に関 して	1時間を60分に換算	630時間14単位は1単位当たり45時間に相当します。臨床実習でありますから、選単位で計算しているものと考えます。その場合。1週間は月曜日から金曜日の週5日間と設定した場合。一日9時間の実習時間となります。ここで、一時間は45分としているのでしょうか、国際基準に照らし合わせるのであれば、1時間は実質80分と設定したほうがわかりやすいと思います。この問題は、ここだけの問題ではないことを承知しております。作業療法士教育でも、バラバラで統一されていません。

# 日本歯科医師会からの提出意見

	<b>♦</b> 医	行為枠組みに関するご	<b>志見</b>	日本曲科医師会
資料書号: 意見募集の対象資料の番号	資料名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
資料2およ び資料3	資料全般を通じて	「医行為」という表配について	を実施するとなっており、医行為・部科医行  為または医行為(勝科医行為)と記載いた	・口腔外科等の現場において、今回提示されている特定行為のうち、 看腹師と共同して歯科医師が歯科医行為として実施している行為が 大多数あるため。・医行為・歯科医行為とない場合、歯科医師が特 定看腹師に指示することができなくなってしまうため。

# 日本視能訓練士協会からの提出意見

	<b>◆</b> I	医行為(案)に関するこ	日本視能訓練士協会	
行為番号	医行為名	修正舊所,	修正案	修正を提案する理由
52	腰底検査の実施時期の判断	総合評価	「B2」を「A」にする。	慢性的内科疾患のひとつである糖尿病の場合、合併症の糖尿病網 膜症の進行は内科的状態と必ずしも一致しないため、眼科的に独自 の判断が必要となり、眼底検査時期も医師が判断すべきであると考 えるため。
53	眼底検査の実施	総合評価	「B1 or C]を「B1」にする。	暖底写真を瞳孔散瞳下で撮影するのか無散瞳下で撮影するのかに よって検査技術の難易度が変わるため、どちらの撮影にも対応でき るよう難易度の高い散瞳下での撮影技術を習得する必要があると考 えるため。

# 日本診療放射線技師会からの提出意見

	<b>♦</b> 医1	テ為(來)に関するご	k.R.	日本診療放射線技師会
行為書号	医行為名	修正值所	停正案	修正を提案する理由
9	単純X線撮影の部位・実施時期の 判断	総合評価	B2→A	1) 撮影の部位や実施時期の判断は、絶対的医行為であり、医師が行なうべきである。 (2) X練検査は、被ばくを伴うリスクのある検査であり、放射線検査における「行為の正当化」「防護の最適化」等を鑑み、検査実施の判断については総合的な判断を要するため、研修等で対応できるレベルではないと考える。 3) 安易な検査オーゲーにつながる可能性がある。 4) 多くの施設で問題となっている病室でのX練回診撮影(ポータブル撮影)への切り替えや至急の撮影依頼など多くなる懸念がある。
11	CT、MRI検査の部位・実施時期の 判断	総合評価	B2 <b>→</b> A	1) 撮影の部位や実施時期の判断は、絶対的医行為であり、医師が 行なうべきである。 2) X線検査は、被ばくを伴うリスクのある検査であり、放射線検査に おける行為の正当化」「防護の最適化」等を鑑み、検査実施の判断 については総合的な判断を要するため、研修等で対応できるレベル ではないと考える。 3) 安島な検査オーダーにつながる可能性がある。
17	腹部超音波検査の部位・実施時期 の判断	総合評価	B2→AまたはB2	検査の部位、実施時期の判断は、総合的な知識のもとに判断を要するものであり、絶対的医行為であり医師が行うべきである。教育・研修で総合的な判断能力が得られることの保証が必要である。
20	心臓超音波検査の実施時期の判 断	総合評価	B2→AまたはB2	検査の部位、実施時期の判断は、総合的な知識のもとに判断を要す るものであり、絶対的医行為であり医師が行うべきである。教育・研 修で総合的な判断能力が得られることが必要である。
23-1	顕動脈超音波検査の実施時期の 判断	総合評価	B2→AまたはB2	検査の部位、実施時期の判断は、総合的な知識のもとに判断を要するものであり、絶対的医行為であり医師が行うべきである。教育・研修で総合的な判断能力が得られることが必要である。

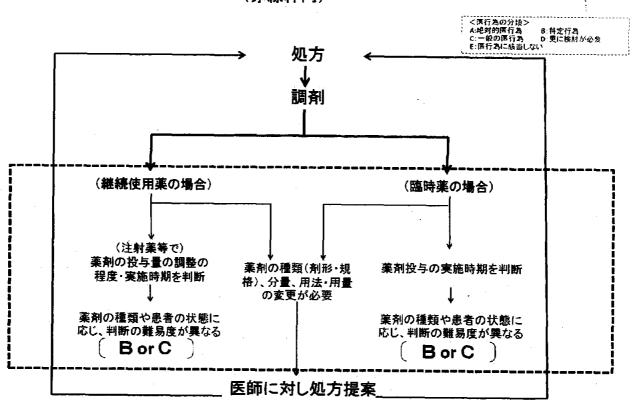
	◆ <b>医</b> {	う為(案)に関するこ	日本診療放射線技師会	
行為番号	医行為名	修正箇所	修正宗	修正を提案する理由
24-1	表在超音波検査の部位・実施時期の判断	総合評価	B2→AまたはB2	検査の部位、実施時期の判断は、総合的な知識のもとに判断を要するものであり、絶対的医行為であり医師が行うべきである。教育・研修で総合的な判断能力が得られることが必要である。
25-1	下肢超音波検査の部位·実施時期 の判断	総合評価	B2→AまたはB2	検査の部位、実施時期の判断は、総合的な知識のもとに判断を要するものであり、絶対的医行為であり医師が行うべきである。教育・研修で総合的な判断能力が得られることが必要である。
49	嚥下造影の実施時期の判断 · · ·	総合評価	B2→A	1) 撮影の部位や実施時期の判断は、絶対的医行為であり、医師が行なうべきである。 2) X線検査は、被ばくを伴うリスクのある検査であり、放射線検査における「行為の正当化」「防護の最適化」等を鑑み、検査実施の判断については総合的な判断を要するため、研修等で対応できるレベルではないと考える。
52	眼底検査の実施時期の判断	総合評価	B2→AまたはB2	検査の部位、実施時期の判断は、総合的な知識のもとに判断を要するものであり、絶対的医行為であり医師が行うべきである。教育・研修で総合的な判断能力が得られることが必要である。
98	小児のCT・MRI検査時の <b>債</b> 静実施	総合評価	B2又はC→A又はB2	経皮的な薬剤の投与は、酸素投与などが必要なことが多く、医師の 立金いが必要であることから、緊急処置等ができる医師が実施すべ きである。看護師が実施するなら十分な教育・研修が必要である。

# 日本薬剤師会からの提出意見

34

## 看護師が<u>診療の補助として</u>実施する薬に関する行為の分類の考え方について (赤線枠内)

別紙2



Ε

	<b>◆</b> E	行為(家)に関するご	日本薬剤師会	
行為番号	医行為名	修正箇所	停正案	修正を提案する理由
38	薬物血中濃度検査(TDM)の 薬施時期の判断	総合評価	「B2」を「E」とする	裏物血中濃度検査は、薬物治療の効果確認・副作用回避等を目的 とするものであることから、本行為における判断は医師又は薬剤師 が行うべきであり、看護師が実施時期の判断を行うことは不適切で あると考えるため。

	•	●医行為枠組みに関するご	意見	日本薬剤師会
資料番号: 意見募集の対 象資料の番号		修正箇所	修正案	修正を提案する理由
資料2: 別 紙2	別紙2	タイトル「看護師が実施する薬剤に関する行為 の分類の考え方について」および図中	別添のとおり	別紙2を単独で見た場合、調剤済みの薬剤の取り扱いについて、整理しているものであることが明確でない部分があるため。
資料2:別 紙3	別紙3	タイトル「看護師が実施する検査に関する行為の分類の考え方について」	「看護師が行う診療の補助のうち、」を追加する。	薬物血中温度検査のように、看護師が実施時期の判断を行うことは 不適切な場合があると考えられるため。

# 日本理学療法士協会からの提出意見

	<b>◆</b> 医	行為(薬)に関するこ	日本理学療法士協会	
行為警号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
56	酸素投与の開始・中止・投与量の 判断	行為の概要	「医師の指示の下、プロトコールに基づき、」を「医師の指示の下、プロトコールに基づき、」を「医師の指示の下着護師・理学療法士等が、プロトコールに基づき、」とする。	評価はCとなっているため、理学療法士でも可能という判断であれば問題ないが、呼吸理学療法を展開するにあたっては、処方する運動強度等によって酸素投与量を変更する場合があるため、看護師のみが実施できる行為となると大きな支障が出てくる可能性がある。
59	挿管チューブの位置調節	行為の概要	医静の指示の下着護師・理学療法士等	理学療法士が理学療法と関係なく挿管チューブの位置を変更することはないが、ICUで理学療法を展開する際には、ギャッジアップや体位変換することが多く、その際に挿管チューブの位置がずれることは多い。このため、理学療法を使用に生じた挿管チューブの位置のズレを修正するなど、位置の調節をする場合が多く想定される。本件の業務を特定の看護師のみが可能とするのは、急性期治療の現場において理学療法を展開するうえで、支障となる可能性がある。
62	人工呼吸器モードの設定条件の判 断	行為の概要	「医師の指示の下、プロトコールに基づき、」を「医師の指示の下看護師・理学療法 ナギが、プロトコールに基づき、レナス	呼吸理学療法を展開する際、症例の呼吸機能を評価する目的で、人工呼吸器モードの設定の変更を試みる場合がある。また、呼吸理学療法(治療)を実施する際にも、人工呼吸器モードを変更した状態で 設備的に進める場合も多く、本行為が特定者護師のみの業務となるのは呼吸理学療法を展開するうえで大きな支障となる可能性がある。
64	人工呼吸器装着中の患者のウィニ ングスケジュール作成と実施	行為の概要	<b>                                      </b>	呼吸理学療法を展開する際、症例の呼吸機能を評価する目的で、人工呼吸器モードの設定の変更を試みる場合がある。また、呼吸理学療法(治療)を実施する際にも、人工呼吸器モードを変更した状態で段階的に進める場合も多く、本行為が特定者護師のみの業務となるのは呼吸理学療法を展開するうえで大きな支障となる可能性がある。

	<b>◆</b> E:	日本理学療法士協会		
行為哲号	医行為名	修正信所	修正案	修正を提案する理由
66	NPPV(非長鑒的陽圧換気療法)開始、中止、モード設定	行為の概要	「医師の指示の下、プロトコールに基づき、」を「医師の指示の下看護師・理学療法 士等が、プロトコールに基づき、」とする。	NPPVを施行する症例の多くは長期治療(煙養)を必要とする症例が 多く、多職種による関わりが展開される。とくに、治療的な意味合い だけでなく、日常生活上の指導として多職種が関わることも多く、特 定者護師による業務となることは、チーム医療を展開するという治療 方針からも支障となる可能性がある。

# 日本臨床衛生検査技師会からの提出意見

24 日臨技発第 107 号 平成 24 年 10 月 5 日

厚生労働省医政局長 殿

般社団法人 日本臨床網 (表現主) 会長 宮島喜 (三川英)

医行為分類(案)に関する意見の提出について

標記について、別添のとおり提出しますのでよろしくお取り計らい下さい。

さて、 チーム医療: を推進するための基本の つとして、1.各医療スタッフの専門性の向上、2.各医療スタッフ間の連携・補完の推進ということが重要と考えます。

戦後の医療の進歩と需要の増大から、保健師助廃師看護師法〈第5条〉に診療の補助の規定があるにも係わらず、臨床検査技師をはじめとする医療関係職種が国家資格として誕生した事実があり、今後も医療関係職種個々の専門性を高めたうえで医療供給体制が保たれていくべきと考えます。

今回意見を提出する臨床検査技師が係わる行為については、専門性が高く、技術的にも高度で、且つ検査結果は診断を左右する行為であります。また、国家資格を取得した後においても、各々の専門分野において実地研修を積み、安全性を確保しつつ、技術レベルの維持・向上を必要とする検査業務です。

現在、臨床検査技師になるための卒前・卒後教育体制も整えられ、医療の場からの需要も上 分満たされている現状において、敢えて「看護師の実施可能な行為の拡大」の範疇に入れることは、チーム医療推進の主旨から逸脱するものと考えます。

今般の意見提出については、別添様式のとおり修正意見を付していますが、本来は、「検査に係る判断 項目(様式 B2)と修正)及び「検査の実施 項目(様式 C.と修正)すべてを削除すべきと当会では考えておりますので再考願います。

(照会先)

日本臨床衛生検査技上会 事務局 川原・並木 TEL 03-3768-4722 Mail: jamt@jamt.or.jp

検査項目の判断は医師の指示によって行われ、それをもとに で変数師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いもの 慶先欄位の決定は医師の判断によって行われ、 資査技師が実施している現状を考えると「A」に限り 後重の実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに 逐技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いもの :の項目・実施時期の判断は医師によって行われ、 貧査技師が実施している現状を考えると「A」に限り 音波検査の実施時期の判断は医師によって 床検査技師が実施している現状を考えると 後登の実施時期の判断は医師によって ・登技師が実施している現状を考えると 日本臨床衛生検査技師会 在館なり、本体でから、 82」を「B1」もしくは「B2」にする のまま「81」もしくは「82」にす C」を「B1」もしくは「B2」にする 82」を「B1」もしくは「B2」にす C」を「B1」もしくは「B2」にす CJを「B1」もしくは「B2」にす 医行為(果)に関するご意見 終合評価 **熱布幹値** を評価するための後体後 ・実施時期の判断 経験部的膀胱超音波検査(発尿測 定目的)の実施時期の判断 原位の判断のため| 検査の項目の判断 検体検査に基づく診療の優先 の判断 経腹部的膀胱超音波検査( 定目的)の実施時期の判断 Ш 治療を利用の場合 作為香母 5 9

	<b>◆医</b>	庁為(家)に関するご加	t.P.	日本臨床衛生検査技師会
行為香号	医行為名	修正管所	修正案	修正を提案する理由
17	腹部超音波検査の部位・実施時期 の判断	総合評価	「82」を「81」もしくは「82」にする	在来、腹部超音波接査の実施時期と部位の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
17	腹部超音波検査の部位・実施時期 の判断、判断	総合評価	「B2」を「C」にする	保助者法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
18	腹部超音波検査実施	総合評価	「B2」を「C」にする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
20	心臓超音波検査の実施時期の判 断	総合評価	「82」を「81」もしくは「82」にする	在来、心臓超音波検査の実施時期の判断は医師によって行われ、 それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限り なく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
21	心臓超音波検査の実施	総合評価	「B1 or B2」を「C」にする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
23-1	顕動脈超音波検査の実施時期の 判断	総合評価	「B2」を「B1」もしくは「B2」にする。	在来、疑動脈超音波検査の実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。

	<b>♦ E</b>	行為(案)に関するご	日本臨床衛生検査技師会	
行為書号	医行為名	修正管所	修正案	修正を提案する理由
23-2	頸動脈超音波検査の実施	総合評価	「B2」を「C」にする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
24-1	表在超音波接章の部位·実施時期 の判断	総合評価	「B1」又は「B2」をそのままとする	在来、表在超音波検査の実施時期と部位の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
24-2	表在超音波検査の部位・実施	総合評価	「B2」を「C」にする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
25–1	下肢血管超音波検査の部位・実施時期の判断	総合評価	「61」又は「82」をそのままとする	在来、下肢血管超音波検査の実施時期と部位の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
252	下肢血管脈超音波検査の実施	総合評価	「B2」を「C」にする	保助者法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。

	<b>◆医</b>	行為(楽)に関するご1	i.e.	日本臨床衛生檢查技師会
行為書号	医行為名	修正館所	修正案	修正を提案する理由
26-1	術後下肢動脈ドップラー検査の実 施時期の判断	総合評価	「82」を「81」もしくは「82」にする	在来、術後下肢動脈ドップラー検査の実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
26-2	術後下肢動脈ドップラー検査の実施	総合評価	「B1」又は「B2」を「C」にする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
27	12誘導心電図検査の実施時期の 判断	総合評価	「C」を「B1」もしくは「B2」にする	在来、12誘導心電図検査の実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。しかし、一定のプロトコールがあれば修正来の通りである。
27	12誘導心電図検査の実施時期の 判断・実施	総合評価	「C」をそのままとする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
28	12誘導心電図検査の実施時期の 判断、実施	総合評価	「C」をそのままとする	保助看法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
33	薬剤感受性検査の項目・実施時期 の判断	総合評価	「B2」を「B1」もしくは「B2」にする	在来、緊剎感受性検査の項目・実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のブロトコールがあれば修正案の通りである。

	◆医	行為(案)に関するこ	日本臨床衛生検査技師会	
行為番号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
34	真菌検査の実施時期の判断	総合評価	「82」を「81」もしくは「82」にする	在来、真菌検査の実施時期の判断は医師によって行われ、それをも とに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近い ものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
36	微生物学検査の項目・実施時期の 判断	総合評価	「B2」を「B1」もしくは「B2」にする	在来、微生物検査の項目・実施時期の判断は医師によって行われ、 それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。しかし、一定のプロトコールがあれば修正業の通りである。
37	微生物学検査(スワブ法)による検 体採取	総合評価	「C」をそのままとする	保助者法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
38	薬物血中濃度検査(TDM)の実施 時期の判断	総合評価	「62」を「81」もしくは「82」にする	在来、TDMの実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに 臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いもの といえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
39	スパイロメトリーの項目・実施時期 の判断	総合評価	「B2」を「B1」もしくは「B2」にする	在来、スパイロメトリーの項目・実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
44	血流評価検査(ABI/PWV/SPP)の 項目・実施時期の判断	総合評価	「B2」を「B1」もしくは「B2」にする	・ 在来、血液評価検査の項目・実施時期の判断は医師によって行われ、それをもとに随床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近いものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。

	◆医	行為(来)に関するごね	日本臨床衛生検査技師金	
行為番号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
45-1	血流評価検査(ABI/PWV)の実施	総合評価	「82」を「C」にする	保助者法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。
52	眼底検査の実施時期の判断	総合評価	評価をAにするを「B1」もしくは「B2」にする	在来、眼底検査の実施時期の判断は医師によって行われ、それをも とに臨床検査技師が実施している現状を考えると「A」に限りなく近い ものといえる。 しかし、一定のプロトコールがあれば修正案の通りである。
53	眼底検査の実施	総合評価	「B1又は C」を「C」にする。	保助者法の範疇で可能な業務をあえて特定の業務に格上げする必要はない。但し、実施者の技能は専門学会が行っている認定制度で担保されることが好ましい。

# 日本臨床工学技士会からの提出意見

	<b>◆</b> 医	行為(案)に関するご	t A	日本臨床工学技士会
行為番号	每行為名	修正箇所	停正案	修正を提案する理由
55	ACT(活性化凝固時間)測定の実施 時期の判断	資料2-別添1,医行為分類核シート(薬)の「2. 行為を実施する上での 標準的な場面例におい て」:の文	医行為一覧から削除すべきである。	・臨床工学技士は人工心肺装置以外にも血液透析、持続血液浄化法、精助循環装置であるPCPS・IABP業務実施時において、体外循環回路および空気との接触による血液凝固を防がなければならない。別定の実施時期の判断だけではなく、随時決められたACT値の範囲内にヘパリン等の抗凝固剤投与量を調整している(医師の包括的指示)。ACT測定は操作に必須な項目として含まれるものであり、既に医師の包括的指示により日常業務となっている。ゆえに単独の「行為」として挙げる必要はない。
93	「一時的ペースメーカ」の操作・管理		医行為一覧から削除すべきである。	「管理」について具体的な内容が不明であり、バイタルサインや各種監視機器による患者観察行為であるならば、一般電機行為となる。そしてこれを踏まえると、"管理"は機器管理を示すこととなる。"管理"定義が曖昧であり、標準的場面として「センシング不全」への対応のみの記載だけでは理解できない。また、臨床工学技士法は医療機器の高度化・多様化に対して医師や電機師による対応が十分ではないことが上程の理由で、そして医学と工学を兼ね備えた臨床工学技士が誕生している。看護師の特定行為とすることは賞と安全の観点から問題でもあるので、削除が妥当である。
94	「一時的ペースメーカ」の抜去		医行為一覧から削除すべきである。	行為番号93と一連内容で同様と考える。
96	IABPチュー・ブの抜去	・1「穿刺部はヘモストップで・調整を行う。」 ・2「特定行為B1」	「A」にする	-1),2)共に調査結果の実施および実施可の比率が低い、また出血等合併症防止のために止血行為は医師が行うべきであると考える。
	麻酔の補足説明:"麻酔医による患者とのリスク共有も含む説明"を補足する時間をかけた説明	評価	[B2]にする	「麻酔の構捉説明」及び「手術の構捉説明」については、医行為に該当しない"E"と判断されているが、事前に手術を担当するチームの各職種が専門的立場から捕捉説明することは重要な医行為と考える。

◆医行為(案)に関するご意見				日本臨床工学技士会
行為番号	医行為名	修正箇所	<b>停正</b> 案	停正を提案する理由
128	手術の補足説明:"術者による患者 とのリスク共有も含む説明"を補足 する時間をかけた説明	評価	[82]にする	「麻酔の補捉説明」及び「手術の補捉説明」については、医行為に該当しない"E"と判断されているが、事前に手術を担当するチームの各職種が専門的立場から捕捉説明することは重要な医行為と考える。
136	心筋停止患者への電気的除細動の実施	医行為分類接射シート (素)の3.「現行法令等に おける位置づけ」	行為番号:93と同様の内容記載が必要であ る。	旧随床工学技士業務指針(昭和63年9月14日付け、厚生省健康政策局際事課長通知)、臨床工学技士法施行令(政令)ならびに規則(省令において、医師の指示の下で実施している。「生命維持管理装置の專出電極の皮膚への接続又(は皮膚からの除去(施行令)」、「身体への電気的刺激の負荷(施行規則)」「臨床工学技士基本業務指針2010」では、「その他の治療関連業務」の除細動器の項では「除細動器の操作並びに患者及び監視に関する記録」と業務が規定されている。また、臨床工学技士の人工心肺業務において、再度自己調律に戻すための除細動では心内バドルは術者医師が、そして医師の口頭指示による電気刺激の強度(ジュール)設定と動作スイッチの操作を行っている。
136	心脈呼に恐るへの意式的原動動   の実体	医行為分類検討シート (楽)の4「現行法令等に おける位置づけ」	行為番号:94と関様の内容記載が必要であ る。	また「心・血管カテーテル業務」においては、医師、看護師そして臨床工学技士が急性心筋梗塞患者(AMI)に対応しており、重常な不整脈の出現や心塞細動となる可能性もあり、即座に電気的除細動を臨床工学技士が実施している。また高風波カテーテル・アプレーションにおいてもスティムレータ操作により身体に電気的負荷(早期刺激)による不整脈誘発も担当している。さらには補込み型除細動器の手術時にも関わっている。よって行為番号: No93と同様に臨床工学技士法ならびに業務指針に準拠している業務内容である。以上より医行為分類検討シート(案)の3.「現行法令等における位置づけ」に追記が必要である。

◆医行為(案)に関するご意見				日本臨床工学技士会
行為養与	医行為名	修正施所	<b>停正来</b>	修正を提案する理由
137	血液透析、CHDF(持線血液濾過 透析)の操作、管理	・行為名 ・医行為分類検討シート (第)の2.行為を実施する上での領準的な場面 の記載内容	・行為名「急性血液浄化装置の操作」に変更 更に行為概要を以下の如く修正 〇 手術後等に急性血液浄化装置(持線血 液透析装置、持線血液塗過透析等を装着 中の患者に対し、医師の指示の下、プロト コールに基づき、運転条件を変更等の対応 を行う。	(すべきである。

c	

◆教育内容等基準(案)に関するご意見				日本臨床工学技士会
黄料番号: 意見募集の 対象資料の	資料名	修正箇所	修正素 .	修正を提案する理由
資料3	別表1)修業期間2年以上とする課程の教育内容・単位数の例		「別表2-1」「別表2-2」「別表2-3」で重 複を避けて、合体した内容へ修正	特定行為を行える実践能力を教育するカリキュラムとは考えられない。 また、特定の領域は教意、皮膚・排泄ケア、感染管理の3領域としており、「2年以上のコース」は3領域の教育内容を網羅すべきである。
資料3	教育内容等基準(素)について	1. 特定行為の範囲と修 集期間 〇 幅広い特定行為を実 施するための修業期間 は2年以上を ※ 養成課程における習 得を目指す医行為の範 囲は別紙1に示す。	1. 特定行為の範囲と修業期間	「幅広い」は曖昧な表記であり、また、別紙1の医行為と注記もあることから削除すべきである。
資料3	必要とされる能力のイメージ(修業 期間2年以上とする課程の修了者 の例)		(参考4)に準じた内容に修正	例1:「急性期領域」と例2:「慢性期領域」と言う仕分けが唐突であり、 特定の領域を逸脱しており、参考4の3領域の教育内容を明記した 上で、大学院等の自由裁量での例をあげるべきである。

## 教育全般に関する意見

- 1、各教育コースの入学時のスキルが不明であり、当該領域(教急、皮膚・排泄ケア、感染管理の3領域)で5年以上の実務経験を課すなどの措置が必要である。また各教育内容において特定行為の実践能力を取得出来る教育内容が望ましいと考える。
- 2、教育カリキュラムに医用治療機器学、生体計測装置学、生体機能代行装置学等、個々の履修教科が見当たらないので、リスクの高い生命維持管理装置(PCPS・CHDF・人工呼吸器等)の操作・管理については専門知識を有する職種に委ねるべきである。

◆その他の意見			日本臨床工学技士会	
行為審号	医行為名	修正箇所	修正案	修正を提案する理由
	特定行為及び看護師の能力認証 に係る試薬(イメージ)	"特定行為の具体的な内容については、省令等で 定める"		

タスク・シフティングとは

医行為の一部の他の職種への委譲

## 背景

世界保健機関(WHO)が医療人材不足を部分的に解決する手段として提唱したもの。

世界的に注目されるようになった一つの要因は、アフリカにおけるHIV/AIDSの流行。国によってはHIV陽性者の割合が人口の約20%に達し、多くの医療従事者自身もAIDSが原因で死亡した。国家規模のダメージを受けて、医師だけによるHIV陽性者の診断や治療が困難になり、看護師等に医療行為を任せざるをえない状況が生じた。一方、欧米でもナース・プラクティショナーの職務が拡大されるようになってきた。こうした世界の流れのなかで、日本でも看護師等の職務拡大が主張されるようになり、「タスク・シフティング」の課題が取り上げられるようになってきた。

## 世界医師会(THE WORLD MEDICAL ASSOCIATON)において

「タスク・シフティングに関するWMA決議」

2009年10月 WMAニューデリー総会で採択

世界医師会として、「タスク・シフティング」という医行為の委譲の概念を安易に加盟各国に適用することはできない立場であることを明確にした上で、何を目的としてタスク・シフティングが行われるのかを検討し、適切な医療の確保はどうあるべきかについて述べた文書を採択。

## 「タスクシフティングと医療の継続的発展のための戦略に関する アジア大洋州医師会連合(CMAAO)特別委員会」

2011年3月 世界保健機関(WHO)やWMAより発表されている「タスク・シフティング」の概念をアジア大洋州の医師会連合として審議するためCMAAOは東京にて総会を開催した。

「タスク・シフティングを医療人員不足の最終的な解決策としないこと」、「業務委譲は技術領域に限定し、診断および処方等の知識集約的業務に拡大しないこと」、「政府はタスクシフティングを費用削減の方法と見なさないこと」など、八つの勧告を含む東京声明を取りまとめ、11月に台湾で開かれた総会でCMAAO声明として採択された。